

北九州港の港湾施設の管理運営に関する 指定管理者候補の選定結果について

北九州港では、港の競争力ある運営体制を維持・拡大するため、平成30年度から門司地区の港湾施設を対象として、指定管理者制度を導入した。

令和5年度から、より一層の効率化、利用者サービスの向上を図るため、小倉・洞海地区を対象範囲に加えることで、北九州港全域に指定管理を拡充するもの。

については、下記のとおり、指定管理者の「候補」を選定した。

なお、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経た後に正式に指定することとなる。

1 指定概要

(1) 施設概要

【対象施設】

北九州市内に所在する港湾施設

- ・係留施設（岸壁、物揚場・船揚場等）
- ・臨港交通施設（道路、橋梁）
- ・荷さばき施設（荷役機械、荷さばき地、上屋等）
- ・保管施設（野積場、貯木場）
- ・港湾環境整備施設（便所、緑地等）など

※ただし、国有港湾施設 水域・外郭施設 重要国際埠頭施設等は除く。

(2) 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：北九州埠頭株式会社

所在地：北九州市門司区本町2番10号

主な業務内容：埠頭施設の運営及び維持管理に関する事業、船舶用水販売の事業、電気工事業、機械器具設置工事業、マリナー運営に関する事業、産業廃棄物収集運搬の事業、その他関連事業

2 指定の経緯

令和4年6月2日	指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）
令和4年8月18日	申請要項配布
令和4年9月8日	申請締め切り
令和4年9月14日	指定管理者検討会の開催（提案内容の適否の審査）
令和4年10月	指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を設置し、「条件付き公募方式採用の妥当性」及び「申請者からの提案内容の適否」について検討を行った。

市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

4 検討会構成員

- ・[学識経験者] 男澤 智治（九州国際大学 現代ビジネス学部 教授 国際物流論担当）
- ・[業界代表] 野畑 昭彦（九州地方港運協会 会長）
- ・[公認会計士] 松木 摩耶子（アネーラ税理士法人北九州ひびきの事務所社員 公認会計士・税理士）
- ・[企業経営有識者]河邊 政恵（株式会社リバー不動産 代表取締役社長）

5 第1回検討会

(1) 検討事項

条件付き公募方式採用の妥当性検証

(2) 条件付き公募とする理由

別紙1「条件付き公募方式を採用する理由」のとおり

(3) 検討結果（条件付き公募方式採用の妥当性検証）

	構成員			
	A	B	C	D
妥当性	有	有	有	有

(4) 検討会における主な意見

- ・港湾施設は、長年の経験、技術力、利用者との信頼関係が重要である。したがって、一般の企業が対応できるものではなく、これらの知識を有する企業に限定される。
- ・港湾施設は物流の心臓部であり、北九州市との連携の強さ、経営の安定性が重要である。
- ・利用者との継続的な信頼関係が培われていること、人材については、専門性、高度な技術を有していることが重要である。
- ・地元との連携、長年の実績等を考慮すると、北九州埠頭(株)以外の事業者が事業を実施することは難しいと思われる。
- ・以上により、条件付き公募について妥当性有りとする。

6 第2回検討会

(1) 検討事項

申請者からの提案内容の適否

(2) 選定基準

選定基準及びポイント	
1	<p>指定管理者としての適性</p> <p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</p> <p>① 市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。</p> <p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p> <p>① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくための人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。</p> <p>(3) 実績や経験など</p> <p>① 同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。</p> <p>② 施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。</p>
2	<p>管理運営計画の適確性</p> <p>【有効性】</p> <p>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</p> <p>① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。</p> <p>② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案は、実施可能なものであるか。</p> <p>③ 施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。</p> <p>(2) 利用者の満足度向上</p> <p>① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。</p> <p>② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。</p> <p>③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。</p> <p>④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。</p> <p>⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。</p> <p>【効率性】</p> <p>(3) 指定管理料</p> <p>① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。</p> <p>(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性</p> <p>① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。</p> <p>② 経費の配分は適切であるか。</p> <p>③ 積算根拠は明確であるか。</p> <p>④ 再委託が適切な水準で行われているか。</p> <p>【適正性】</p> <p>(5) 管理運営体制など</p> <p>① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。</p> <p>② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。</p> <p>③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。</p>

④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 海事・港湾関連団体等との連携や協働による管理運営等が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

(3) 審査結果 (適否)

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	構成員			
		A	B	C	D
北九州埠頭株式会社	1 指定管理者としての適性				
	(1) 施設の管理運営 (指定管理業務) に対する理念、基本方針	適	適	適	適
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤				
	(3) 実績や経験など				
	2 管理運営計画の適確性				
	【有効性】				
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度向上				
	【効率性】				
	(3) 指定管理料	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性				
	【適正性】				
	(5) 管理運営体制など	適	適	適	適
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など				

(4) 検討会における主な意見

- ・長年の実績に加え、更に効率的な運営を目指しており、適任であると判断した。今後も港湾活性化に向けて努力していただきたい。
- ・港湾管理者との信頼関係があり、指定管理者として望ましいと判断した。また、人材には有資格者が多く、社員の育成にも力を入れている点が評価できる。
- ・平成30年度から指定管理者として業務を行い、十分な実績と経験を備えている。提案内容からも十分な能力が伺えるので、次期指定管理者としてふさわしい団体である。
- ・財政面での安定性、事業の継続性等について問題はなかった。今後も経済状況や需要の変化に対応しつつ、長期的な視点に立って運営を行っていただきたい。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、北九州埠頭株式会社を指定管理者候補に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙2「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・これまでの実績に基づき、高い専門性や管理ノウハウを生かし、北九州港の港湾施設について良好な施設管理・運営がなされている。
- ・港湾施設の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・港湾施設を性質別に区分し、それぞれの管理目標を立てるなど、施設を熟知した提案がなされており、利用者サービスの向上が期待できる。
- ・法人全体で、ガントリークレーンなど特殊な荷役機械を維持管理できる技術職員を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。
- ・財政基盤は安定しており、経費節減に対する取組みについても積極的に推進する姿勢が伺える。

8 提案額（指定管理料上限額 665,700千円に対して）

令和5年度	665,652千円
令和6年度	665,610千円
令和7年度	665,619千円
令和8年度	665,657千円
令和9年度	665,655千円

条件付き公募方式を採用する理由

以下の理由から、本施設の公募方法は、「条件付き公募」とするのが適していると考えられる。

- ① 港湾施設は、海上出入貨物の輸送を行う北九州市内及び周辺地域の企業の産業活動や住民の消費生活を支える重要なインフラである。施設使用にあたっては、不平等な取り扱いをしてはならないため高い公共性、公益性が求められる。
- ② コンテナターミナルの荷役機械や電気設備等は365日24時間稼働する必要がある。高度な予防・点検技術に加え、事故・災害時にも迅速な対応が必須であるため、高い技術力と蓄積されたノウハウも求められる。
- ③ また、施設固有の特殊性をもつ港湾施設（岸壁、物揚場、荷さばき地、上屋等）が市内広範囲に存在する。これらを安定的に維持管理・利用調整を行うためには、長年の蓄積された経験や、利用者との高い信頼関係が必要とされる。
- ④ 北九州埠頭株式会社は、市が51%を出資する第三セクターであり、港湾利用者の利便を増進し、効率的な港湾運営を図ることを目的として設立された団体である。昭和55年から港湾施設管理運営業務を受託し、平成30年からは、門司地区の港湾施設を対象とした指定管理業務を担っており、これまで市と一体となって、公共性の高い港湾施設の運営を行ってきた。
- ⑤ 荷役機械（ガントリークレーン）については、異なるメーカーの荷役機械を均一的に維持管理し、メーカーの品質保証を得られるほどの高い技術力を持っている。また、計画的な人材育成を行うことで、それらの技術の継承を図っている。利用調整の面でも、幅広い知識を活かし、北九州港全域の利用者と長年にわたる信頼関係を築いており、その評価は高い。

以上により、本施設の指定管理業務は、北九州埠頭株式会社のみが実施できると考えられることから、公募方式として、「条件付き公募」方式の採用が適している。